

日本語論文の英文化，または英語論文の日本語化による 再掲載 (secondary publication) について

再掲載 (secondary publication) とは，一定の条件を満たせば二重出版 (duplicate publication) と見なさない出版形態のことです。

International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) は論文の再掲載を容認しています。この条件はホームページ (<http://www.icmje.org/>) の Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals : Writing and Editing for Biomedical Publications → Publishing & Editorial Issues → Overlapping Publications → Acceptable Secondary Publication に記載してあります。日本新生児成育医学会 (学会誌編集委員会) は基本的に ICMJE に従い，再掲載を認めることにしました。

本会誌における再掲載容認の目的は，本会誌に日本語で書かれた優れた論文を英文雑誌に投稿し，世界で広く読んでもらうこと，および英文雑誌に載った優れた論文を日本語化して本会誌に投稿し，会員に読んでもらうことにあります。

学会誌編集委員会では再掲載の実施要項を ICMJE の条件を一部修正し，以下のように設定しました。投稿時には郵便封筒とカバーレターに「再掲載」と明記してください。

再掲載実施要項

1. 本会誌の日本語の掲載論文を英文化して英文雑誌へ投稿する場合，著者は投稿規定部数の日本語論文リプリントと英文原稿とを当委員会に送付し，査読を受けて許可を得なければならない。この場合，著者は英文雑誌が再掲載を容認していることを事前に確認し，そのことをカバーレターに明記する。
2. 英文雑誌の掲載論文を日本語化して本会誌へ投稿する場合，著者は著作権を持つ学会誌の編集委員会が発行した再掲載許可証と，投稿規定部数の英語論文リプリントと日本語原稿とを当委員会に送付し，査読を受けて許可を得なければならない。
3. 再掲載論文は異なったグループの読者を意図したものでなければならない。
4. 再掲載論文の題名には，原著論文の secondary publication であることを記載しなければならない (題名に続いて “- secondary publication (complete translation または abridged translation)” と記す)。
5. 再掲載論文の表紙の footnote に，原著論文を引用しなければならない (This article is based on a study first reported in the “title of journal, with full reference”)。
6. 再掲載論文は原著論文のデータ並びに解釈を忠実に反映していなければならない。
7. 原著論文の著作権を尊重するために，再掲載は原著論文の掲載から 1 週間以降でなければならない。
8. 原著論文がすでに MEDLINE に索引化されている場合，National Library of Medicine は translation については引用や索引化をしないことを著者は知っておく必要がある。
9. 日本新生児成育医学会に関連した論文業績としては，日本語論文または英語論文のどちらか一方を採用し，2 編とはカウントしない。

平成 27 年 6 月 1 日改正